

平成28年度事業計画

日事連が士会連合会、J I Aと一緒に取組んで来た「建築士法の改正」は建築士事務所
の健全な発展と消費者保護を目的とする画期的な法律改正です。法案が成立し、昨年6
月25日に法律が施行されました。建築士法の改正が建築に携わる一人一人への普及と啓
発、社会に定着すべく講習会や周知活動を通じて積極的に進める方針です。

又、今年度は新たに建築物耐震改修促進10カ年計画の初年度になります。
木造住宅、沿道建物、民間集客建物等に対する耐震改修のいろいろな政策が打ち出される
年となると思われ、その普及・啓発活動をより活発化させると共に事業活動の立ち上げを
視野に入れ積極的に推進していく所存です。

現在、会員の皆様が積極的に委員会、支部での活動に取り組んでいただいています。会
員が自由に発言できる環境を整備し、より開かれた協会運営を推進すること、会員の皆様
に的確な情報を提供することなどの従来の提言に加えて、今年度の事業計画は、若い会員
及びその事務所員がより積極的に当協会の活動に参加していただける委員会運営を念頭に
各部会ごとに具体的な重点目標を定めて活動していきたいと思えます。

事業計画

(1) 業務・技術に関すること

- 1) 木造住宅耐震事業及び非木造建築物の耐震化の普及啓発活動を通じて耐震化
を推進することにより、府民の生活の安全安心に寄与する。
- 2) 京都府下全域の耐震診断士の組織化
- 3) 改正建築基準法、改正建築士法、改正耐震促進法その他関係法令に関する調
査研究

(2) 教育・情報に関すること

- 1) 各種講習会、研修会を実施し、会員の資質の向上及び一般建築士への広報活
動を通じて、建築士全体のスキルアップを目指す。

(3) 広報・渉外に関すること

- 1) キャンペーン活動を通じて、府民に当協会の活動をPRすると共に、府民が
安心して住むことが出来る住宅の情報を提供する。
- 2) 機関誌「すじかい」、ホームページの充実
- 3) 告示15号の遵守の啓発及び、「建築士法の改正」の周知徹底と普及啓発

(4) 指導運営に関すること

- 1) 府民に対する「建築無料相談」の充実を図り、府民生活の向上に寄与する。
- 2) 建築士法第27条の5に基づく苦情の解決業務の円滑な実施

(5) 総務・財務に関すること

- 1) 協会の財政の安定化へ向けての改革案の検討と共に、収入の増加の活動強化
- 2) 建築士事務所登録事務の充実
- 3) 青年部、女性部の委員会の積極的な活動の推進
- 4) 会員、賛助会員の増強キャンペーンの展開
- 5) 各規程等の整備